き」とあるのは、「」に改め、同条第四項中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に、「第一項中」を「第一項中「ときは、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にこの項の規定の適用を受ける旨の届出をした場合における当該譲渡につき」とあるのは「ときは」と、「に、「あるのは」を「あるのは」に改め、同条第十項中「第一項（」を「第一項の規定（」に、「の第四号」を「の第三号」に、「」の規定を」を「」を」に、「地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域（第二号において「集中地域」という。）以外の」を「第一号に掲げる」に、「又は」を「若しくは」に、「「第四号買換資産」を「「第三号買換資産」に、「次の各号に規定する場合」を「第二号若しくは第三号に掲げる地域内にある資産」に改め、「とき」の下に「、又は個人が譲渡をした同表の第三号の上欄に掲げる資産が第三号に掲げる地域内にある主たる事務所資産（当該個人の主たる事務所として使用される建物及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地等をいう。以下この項において同じ。）に該当し、かつ、当該個人が取得をした、若しくは取得をする見込みである第三号買換資産が第一号に掲げる地域内にある主たる事務所資産に該当するとき」を加え、「は、当該」を「は、これらの第三号買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該」に改め、同項各号を次のように改める。

一　地域再生法第五条第四項第五号イに規定する集中地域（次号において「集中地域」という。）以外の地域　第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

二　集中地域（次号に掲げる地域を除く。）　第一項中「百分の八十」とあるのは、「百分の七十五」とする。

三　地域再生法第十七条の二第一項第一号に規定する政令で定めるもの　第一項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十」と、「が同表の第一号の上欄に掲げる資産（同欄のハに掲げる区域内にあるものに限る。第三十七条の三第二項において同じ。）に該当し、かつ、当該買換資産が同号の下欄に掲げる資産に該当する場合には、百分の七十」とあるのは「及び当該買換資産のいずれもが第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の六十」とする。

第三十七条第十二項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

第三十七条の二第二項第一号中「買換資産の取得」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得」に、「前条第四項の規定により読み替えられた」を「同条第四項において準用する」に、「こと若しくは」を「こと、」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「」の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下この号において同じ。）の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に改め、同項第二号中「買換資産の」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の」に、「前条第四項」を「同条第四項」に改める。

第三十七条の三第二項中「場合（」を「場合において、」に、「第二号の上欄」を「第一号の上欄」に、「取得をした、若しくは」を「買換資産又は」に、「ものである場合」を「とき」に改め、「とき又は同条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。）において、前項の買換資産が次の各号に規定する場合に該当する」を削り、「おける同項」を「おける前項」に、「当該各号に定めるところによる」を「同項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の三十」とする」に改め、同項各号を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合（第三十七条第十項の規定により同条第一項の規定の適用を受けた場合に限る。）における第一項の規定の適用については、同項の買換資産が次の各号に掲げる地域のうちいずれの地域内にあるかに応じ当該各号に定めるところによる。

一　第三十七条第十項第一号に掲げる地域　第一項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

二　第三十七条第十項第二号に掲げる地域　第一項各号中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。

三　第三十七条第十項第三号に掲げる地域　第一項第一号中「の百分の二十」とあるのは「の百分の三十（当該譲渡をした資産及び当該買換資産のいずれもが同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当する場合には、百分の四十。以下この項において同じ。）」と、「当該百分の二十」とあるのは「当該百分の三十」と、同項第二号及び第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

第三十七条の四中「令和五年十二月三十一日」を「令和八年十二月三十一日」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第二号中「取得を」の下に「し、同項の届出を」を加える。

第三十七条の五第一項中「この項及び第四項」を「この項、次項及び第五項」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改め、同項の表の第一号の上欄のイ中「第一号」を「第二号」に改め、「既成市街地等」の下に「（同欄の二に掲げる区域を除く。）」を加え、同表の第二号の上欄のロ中「第一号」を「第二号」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項及び」を「第一項（第二項において準用する場合を含む。）及び」に、「第二項」を「第三項」に、「第三十七条第四項、第六項」を「第三十七条第六項」に、「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（前項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十七条第四項及び第六項」を「第三十七条第六項」に、「並びに第三十七条の三第三項の」を「及び第三十七条の三第四項の」に、「前項の」を「第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の」に改め、同項の表第三十七条第四項の項を削り、同表第三十七条第六項の項中「第四項」を「同条第二項」に、「第三十七条の三第三項」を「第三十七条の三第四項」に改め、同表第三十七条第八項を次のように改める。

第三十七条第八項	第一項の表	第三十七条の五第一項の表
	第四項に規定する取得指定期間	取得指定期間（同条第二項に規定する取得指定期間をいう。以下この項及び次条第二項第二号において同じ。）
	同項及び次条	次条及び第三十七条の五第二項
	同項に規定する取得指定期間	取得指定期間

第三十七条の五第二項の表第三十七条の二第二項の項中「準用する同条第一項」を「準用する第三十七条の五第一項」に、「前条第四項」を「前条第四項」に、「第三十七条の五第二項において準用する第三十七条の五第一項」を「第三十七条の五第一項」に、「前条第四項」を「同条第二項」に、「の規定により読み替えられた同条第一項」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした同条第四項に」に、「第三十七条の五第一項に掲げる資産の取得をした同条第二項に」に、「こと若しくは」を「こと、」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「」の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下この号において同じ。）の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地